

長門市縁結びサークル登録要綱

平成 24 年 4 月 1 日

告示第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、未婚化及び晩婚化が進む中、結婚を希望する独身の男性及び女性（以下「独身男女」という。）に対し、出会いの場の提供やコミュニケーション能力の向上等の支援を行うことにより、少子化の改善及び定住化の促進に寄与することを目的とする縁結びサークル（以下「サークル」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録できる者)

第 2 条 サークルに登録することができる者は、20 歳以上の独身男女で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務する者
- (3) 結婚後、市内へ住むことを希望する者

(登録除外者)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者はサークルに登録することができない。

- (1) 長門市暴力団排除条例（平成 23 年長門市条例第 14 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
- (2) 勧誘や商売など結婚以外の目的を持つ者
- (3) 市から発信する電子メールを受信することができない者

(登録の申請等)

第 4 条 登録希望者は、縁結びサークル登録申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、申請書記載内容全てを記載した電子メールを、市指定の電子メールアドレスに送信することにより、申請書に替えることができる。

2 登録の有効期間は 2 年間とする。

(登録名簿への登載)

第 5 条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認後、登録名簿に記載し、登録完了通知については、申請書に記載

された電子メールアドレスに通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載されている者は、年齢以外の登録事項に変更があったときは、縁結びサークル登録事項変更届(別記様式第2号)により市長に提出しなければならない。

2 登録名簿に登載されている者は、結婚やその他の理由でサークルへの登録が必要としなくなったときは、縁結びサークル登録脱退届(別記様式第3号)により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

3 前2項の届出は、第4条第1項ただし書きの規定を準用する。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号のいずれにも該当しなくなった場合

(2) 第3条各号のいずれかに該当した場合

(3) その他特に市長が必要と認めた場合

(登録者の取扱い)

第8条 市長は、登録者に対し、市又は市が支援する婚活イベントの情報提供を電子メールを通じて行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。